

上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

株式会社ヨシックス

【表紙】

【提出書類】	上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書
【提出先】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 畔柳 昇 殿
【提出日】	平成26年12月3日
【会社名】	株式会社ヨシックス
【英訳名】	Yossix Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉岡 昌成
【本店の所在の場所】	名古屋市東区徳川町502番地
【電話番号】	052-932-8431
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室室長 大崎 篤彦
【最寄りの連絡場所】	名古屋市東区徳川町502番地
【電話番号】	052-932-8431
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室室長 大崎 篤彦

1 【上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の提出理由】

平成26年11月17日付をもって提出した上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」の記載の一部を訂正するため、上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

	頁
第一部 企業情報	1
第4 提出会社の状況	1
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	1
(1) コーポレート・ガバナンスの状況	1

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___罫で示してあります。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(省略)

⑫ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は吉岡昌成、~~有限会社吉岡~~及び吉岡光代であります。当該支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談するとともに、代表取締役社長（支配株主）以外の取締役による厳格な判断のもと、取締役会による承認決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。

(訂正後)

(省略)

⑫ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は吉岡昌成及び吉岡光代であります。当該支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談するとともに、代表取締役社長（支配株主）以外の取締役による厳格な判断のもと、取締役会による承認決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。